

Q フレックスタイム制でも 36 協定は必要か

A

フレックスタイム制においても時間外・休日労働をさせるには当然に必要となります。

なお、フレックスタイム制を採用した場合に時間外労働となるのは、清算期間における法定労働時間の総枠を超えた時間ですので、1日について延長することができる時間を協定する必要はなく、清算期間を通算して時間外労働をすることができる時間を協定すれば足りるとされています。

したがって、労基署に提出する協定届の1日の延長時間の欄は空白でかまいません。